

平成 30 年 10 月 12 日

岐阜県中小企業団体中央会
会長 今井 哲夫 殿

長時間労働の是正、過労死等防止の取組に関する要請書

長時間労働等による健康障害の防止を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者などすべての人々が働きやすい社会に変えていくためには、マネジメントの在り方、企業文化、職場風土などを見直し、長時間労働の削減を始めとする「働き方の見直し」が求められています。

しかしながら、県内の一般労働者の労働時間は減少しておらず、全体の約 2 割の事業場で月 80 時間超の時間外・休日労働が行われており、年次有給休暇の取得率は全国平均を下回る 4 割台で推移しています。また、平成 29 年度における全国の過労死等労災保険請求については、精神障害が 1,700 件を超え増加しています。

こうした中、本年 7 月 6 日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、時間外労働の上限規制や年 5 日間の年次有給休暇の取得義務、労働時間の客観的な把握が規定されました。さらに、過労死等防止対策推進法に基づく大綱（7 月 24 日閣議決定）に、新たに勤務間インターバル制度の周知・導入に関する数値目標等が盛り込まれたところです。

そこで、岐阜労働局では、11 月の過労死等防止月間に「過重労働解消キャンペーン」として、

長時間労働の削減と過重労働による健康障害防止対策

労働時間の適正な把握

賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとしています。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、ノー残業デーの設定、勤務間インターバルの導入、年次有給休暇の計画付与などによる取得促進等について、各々の企業、働く方の実情に応じた取組を行うことが望まれます。また、上記大綱に個々の企業では改善が困難な長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組を推進していくことが盛り込まれています。

これまでも貴会からは、傘下会員企業等への働き方改革等に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下会員企業等に対する周知啓発に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

岐阜労働局長
稲原 俊浩